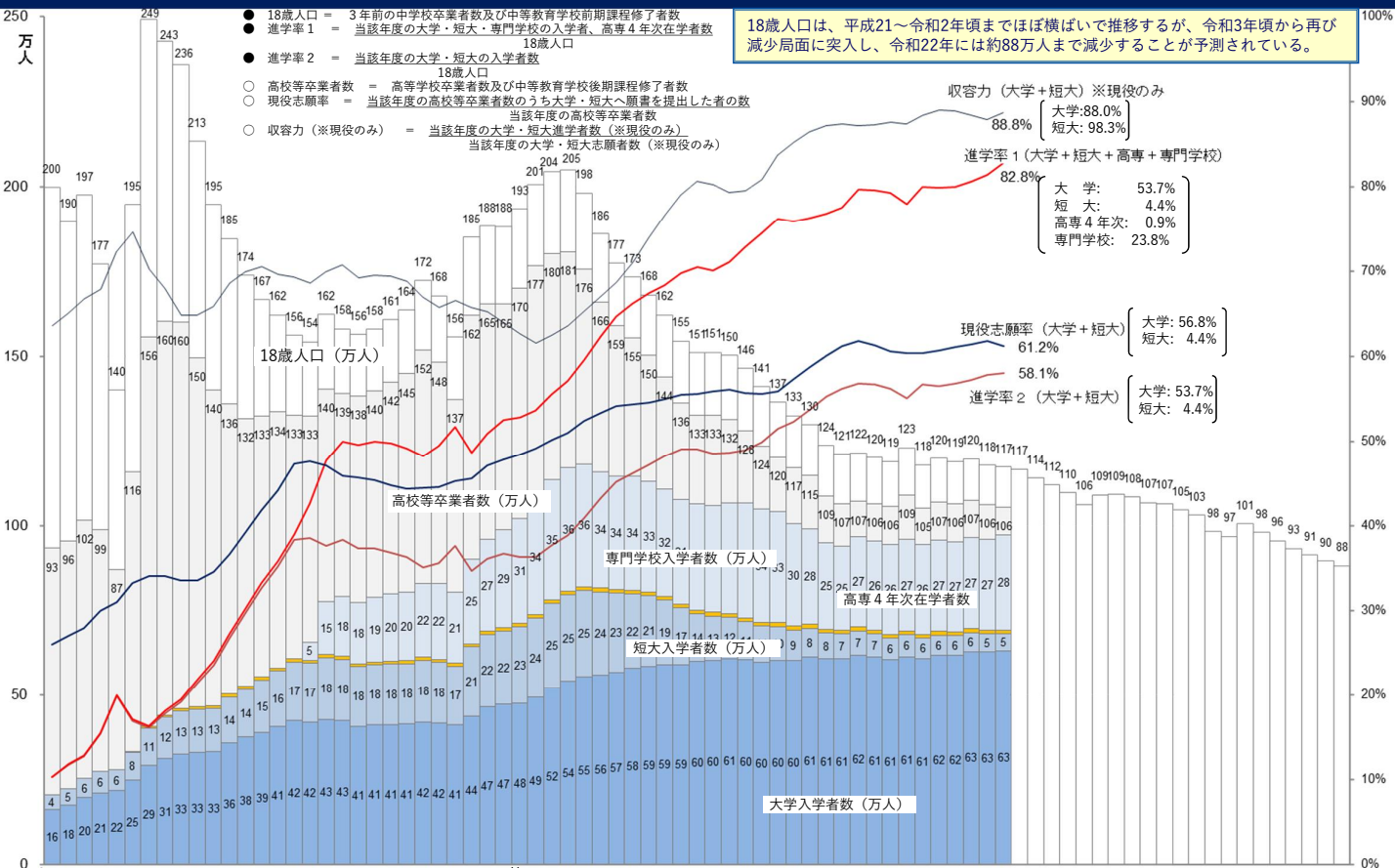


I. 18歳人口及び高等教育機関への入学者・進学率等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



【出典】文部科学省「学校基本統計」 令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

高等学校卒業生数・大学（学部）志願者数・大学（学部）入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学（学部） 入学志願者数	大学（学部）入学者数				大学（学部）入学定員				大学（学部） 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,267	99,136	33,712	498,419	614,803	95,635	31,748	487,420	53.7%

※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数（現役のみ）
 ※大学（学部）入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学（学部）への入学志願者数（過年度卒業生を含む）
 ※大学（学部）入学志願者数については、同一人が2校（学部）以上を志願した場合も1名として計上される。
 ※大学（学部）入学者数・・・大学（学部）への入学者数（過年度卒業生を含む）
 ※大学（学部）進学率・・・大学（学部）入学者数／18歳人口（3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数）
 【出典】高等学校等卒業生数、大学（学部）入学志願者数、大学（学部）入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』
 大学（学部）入学定員・・・全国大学一覧

II. 大学入学者選抜の現状

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分

○総合型選抜（AO入試）

（概要）

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

①入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に活用。

②入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。

③「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

（時期）

出願期間は9月1日～(令和3年度は15日～)

結果発表は11月1日～

学力検査を課す場合の試験期日は
2月1日～3月25日

○学校推薦型選抜（推薦入試）

（概要）

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

①「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

②推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

③募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

（時期）

出願期間は11月1日～

結果発表は12月1日～

(一般選抜の試験期日の10日前まで)

学力検査を課す場合の試験期日は
2月1日～3月25日

○一般選抜（一般入試）

（概要）

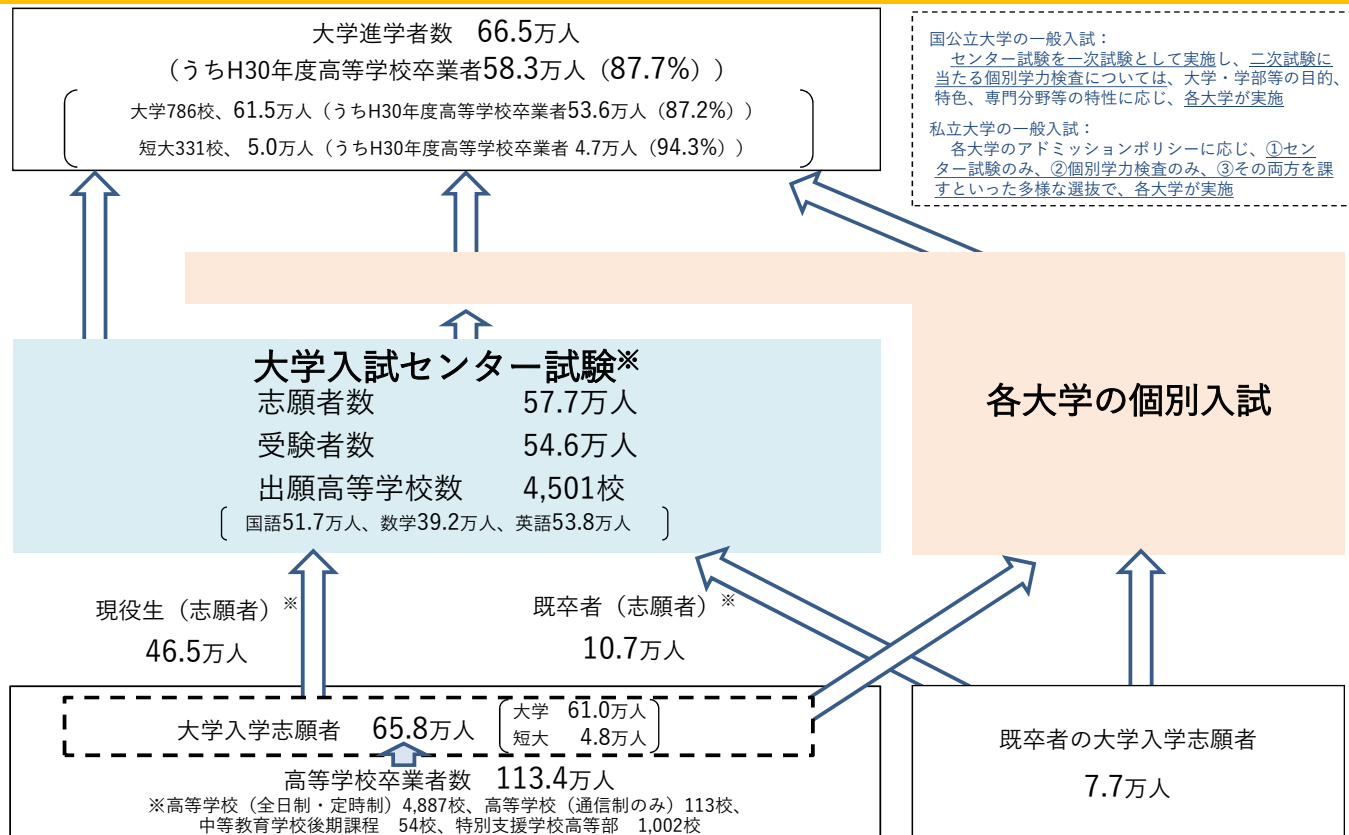
調査書の内容、学力検査、小論文、入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

（時期）

学力検査を課す場合の試験期日は2月1日～3月25日

結果発表は～3月31日まで

平成31年度入学者選抜における受験者数等



注1) 数値については千人未満は四捨五入している。

注2) 学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。

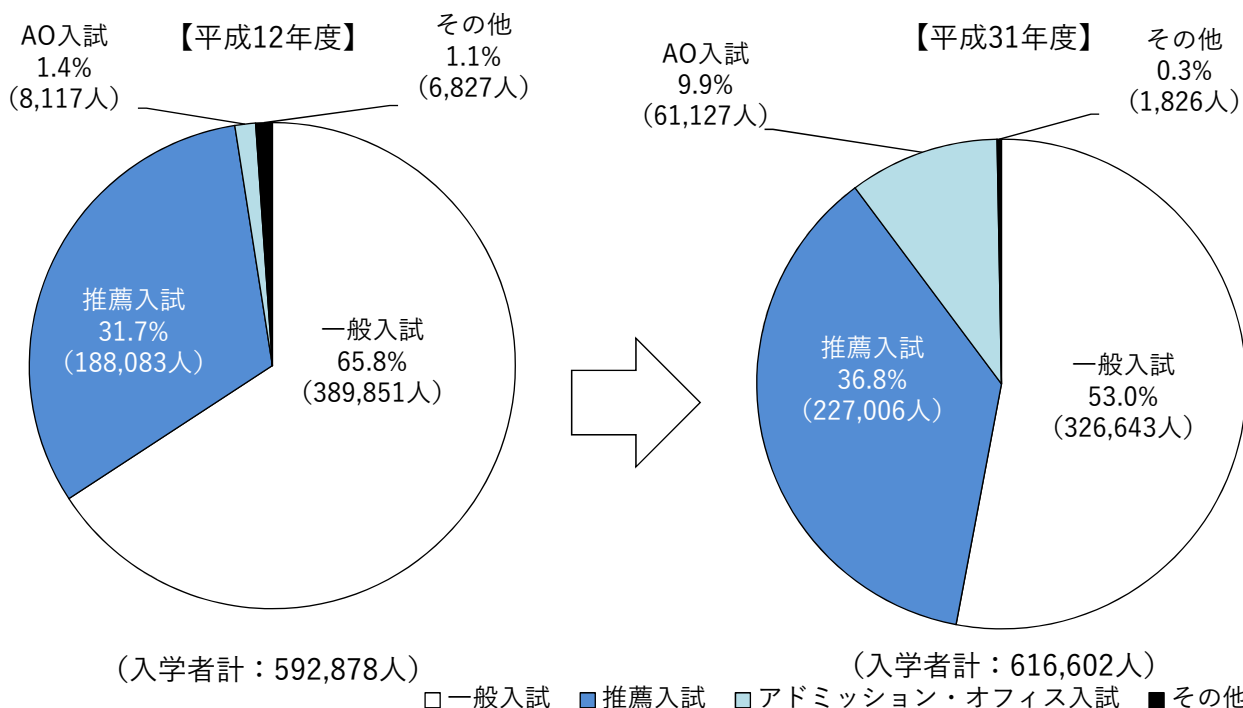
注3) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

注4) 現役生46.5万人及び既卒者10.7万人と志願者数57.7万人の差分(0.5万人)は、高卒認定試験合格者(0.4万人)や外国の学校(12年の課程)修了者(0.03万人)等による。

【出典】令和元年度学校基本調査(※についてはH31(2019)年2月大学入試センター公表資料より)

平成31年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

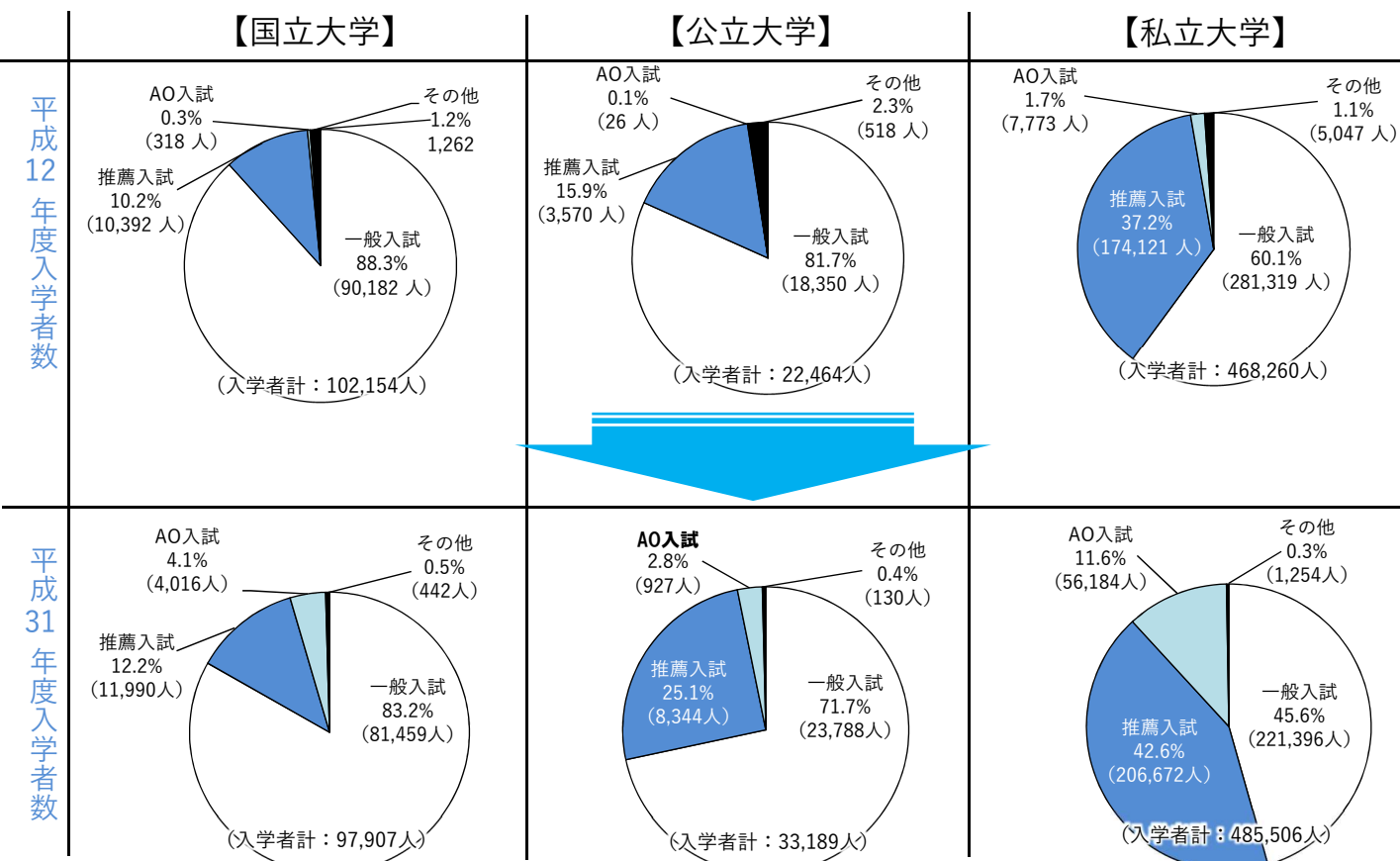
平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試、推薦入試を経由した入学者が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。



(注) 「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

【出典】平成31年度国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要

平成31年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

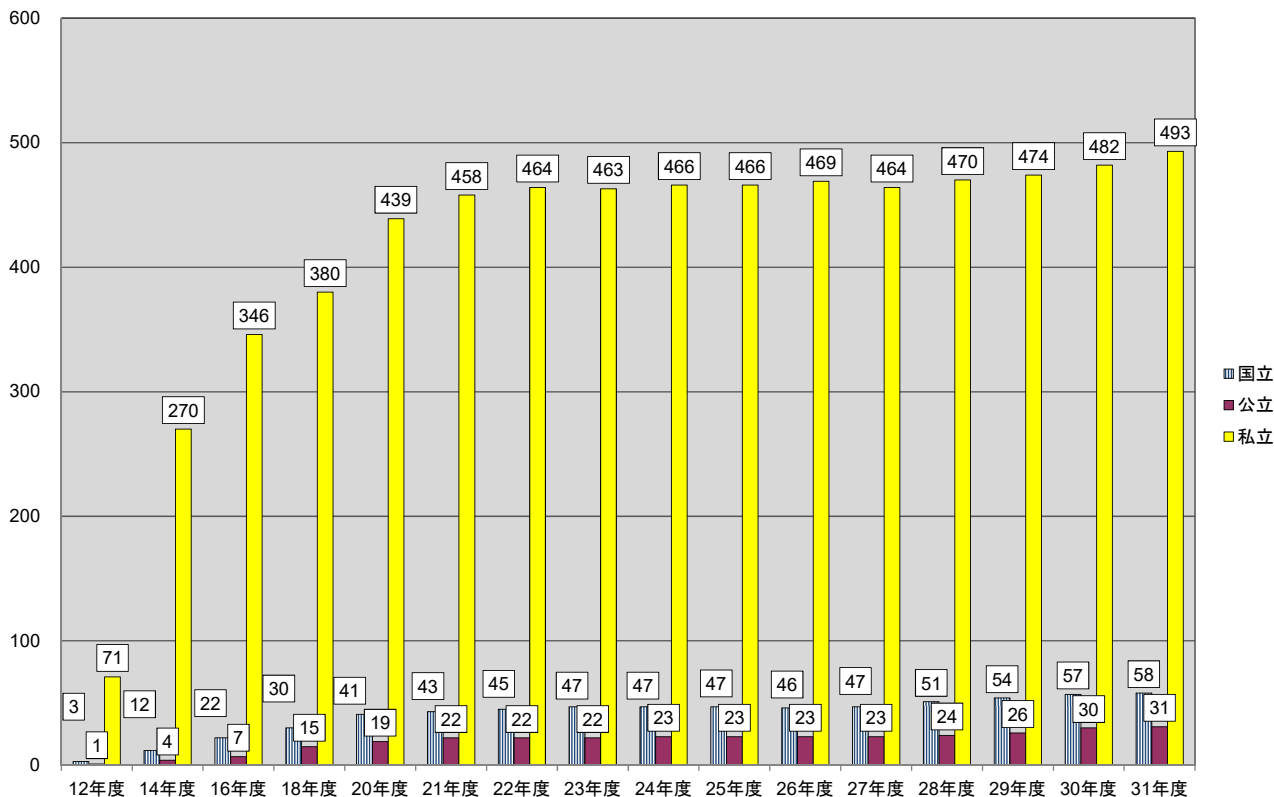


(注) 「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

文部科学省大学入試室調べ

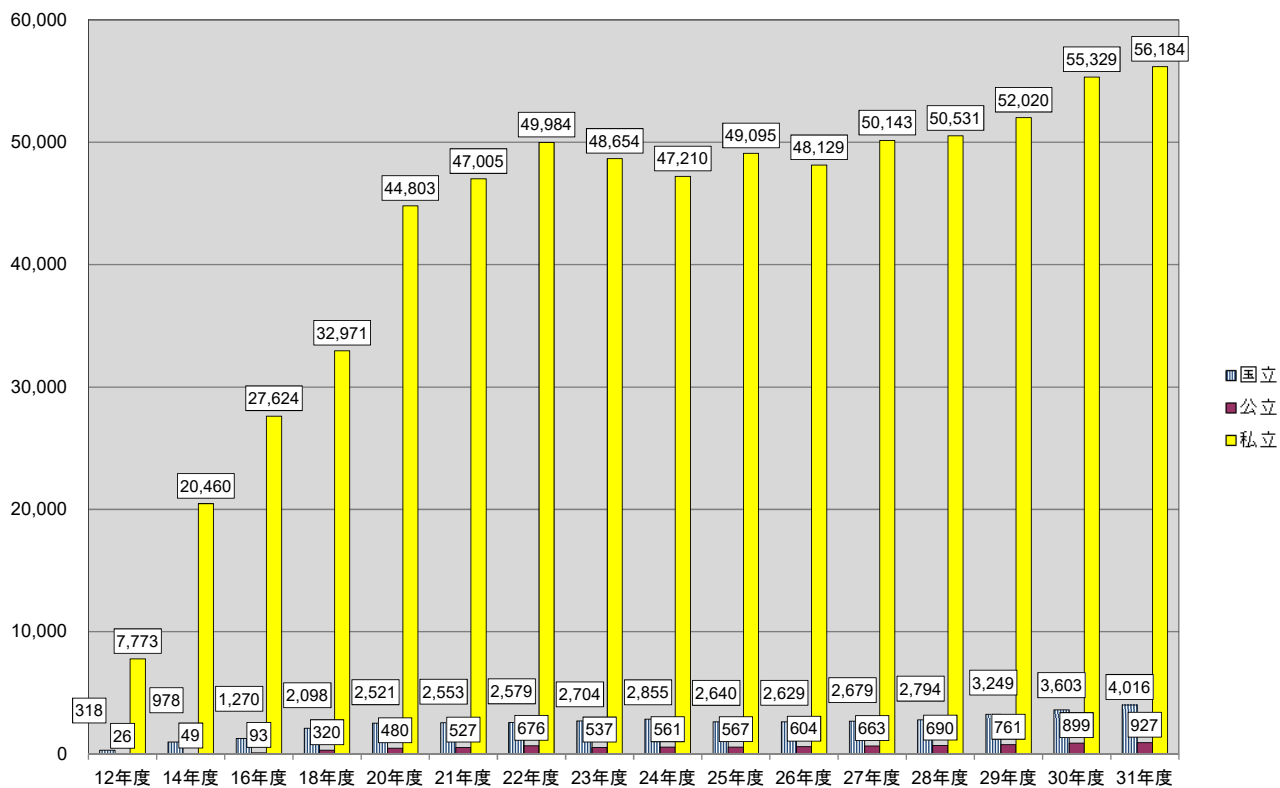
AO入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を実施する大学数が増加



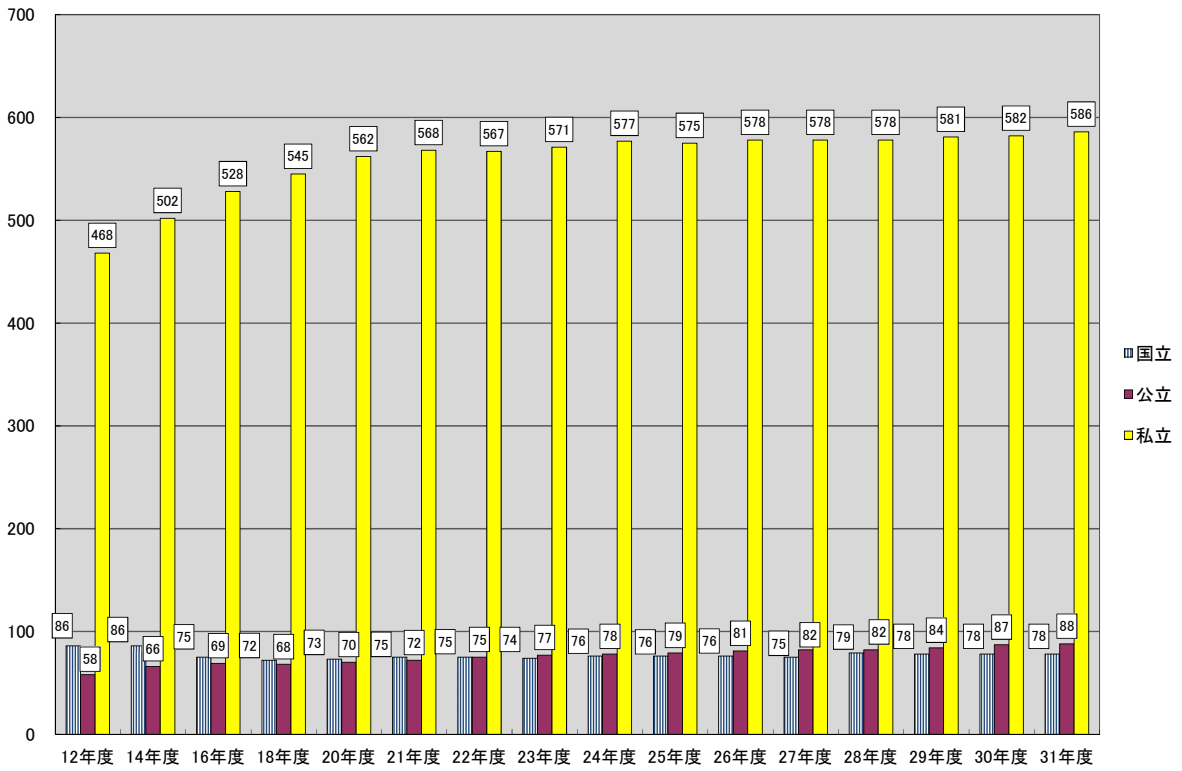
AO入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を経由した入学者が大きく増加



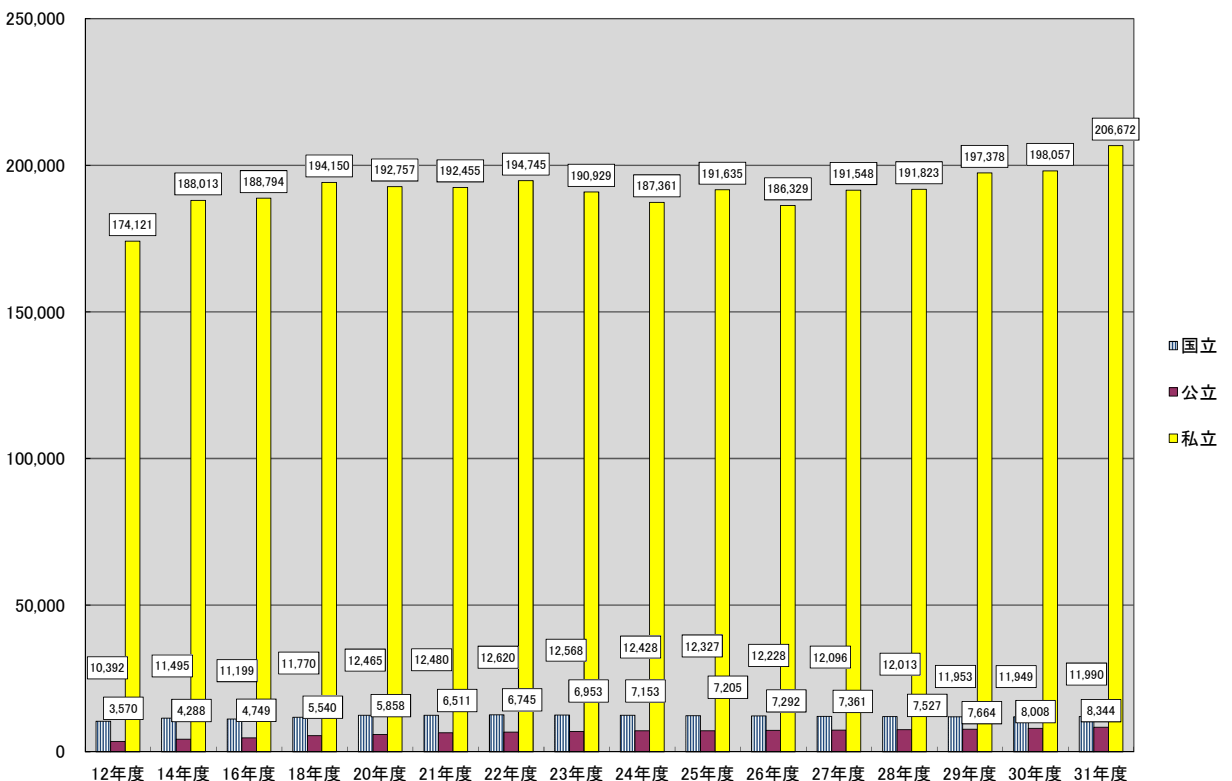
推薦入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を実施する大学数が増加



推薦入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を経由した入学者が大きく増加



志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（国立大学）

○大学による差異が小さい

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

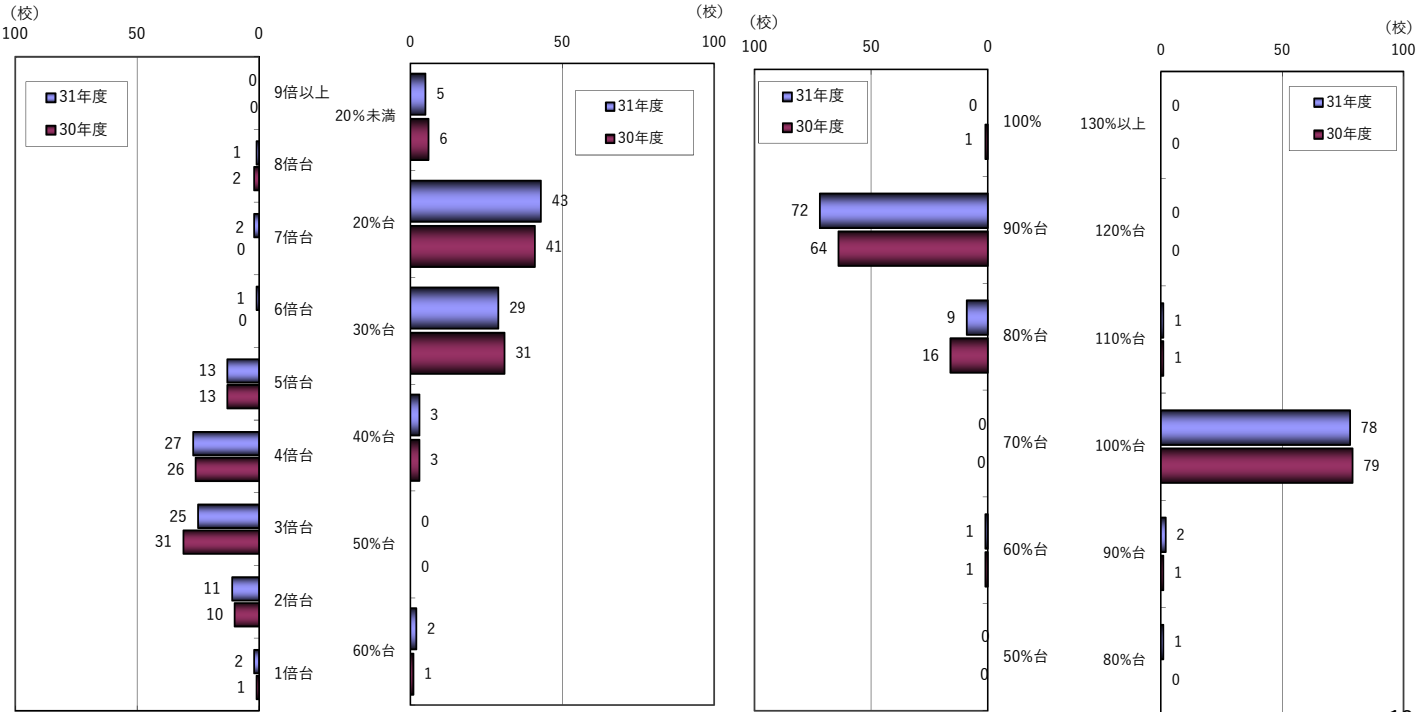
合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（公立大学）

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

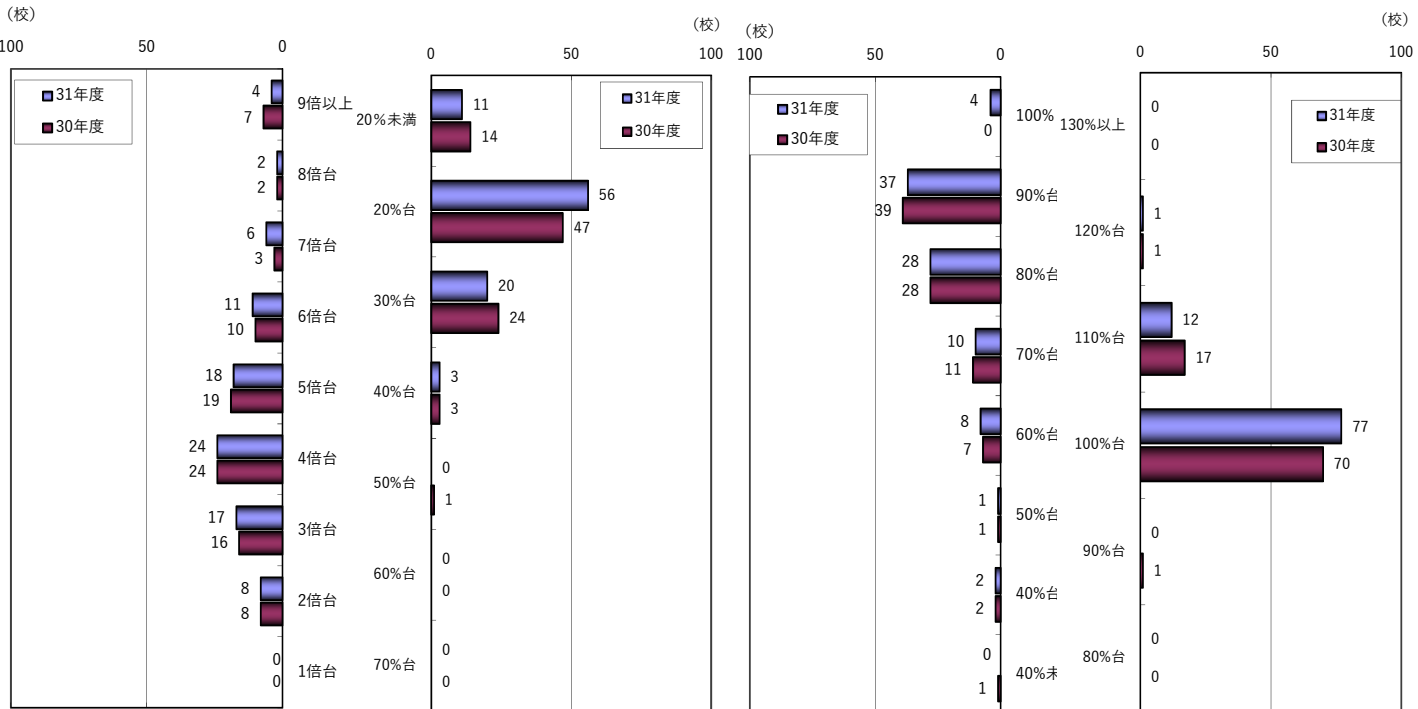
合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（私立大学）

- 大学によって入試状況のバラツキが大きい
- 志願倍率は2極化

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

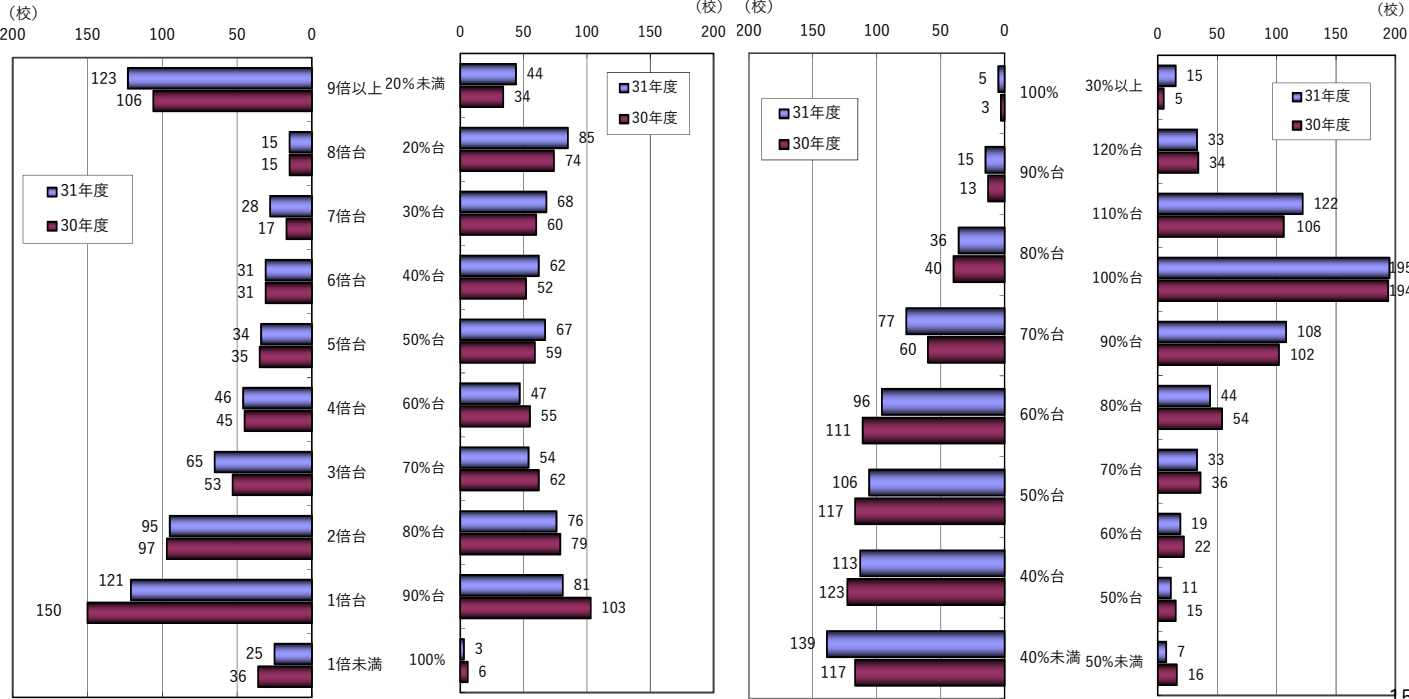
合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

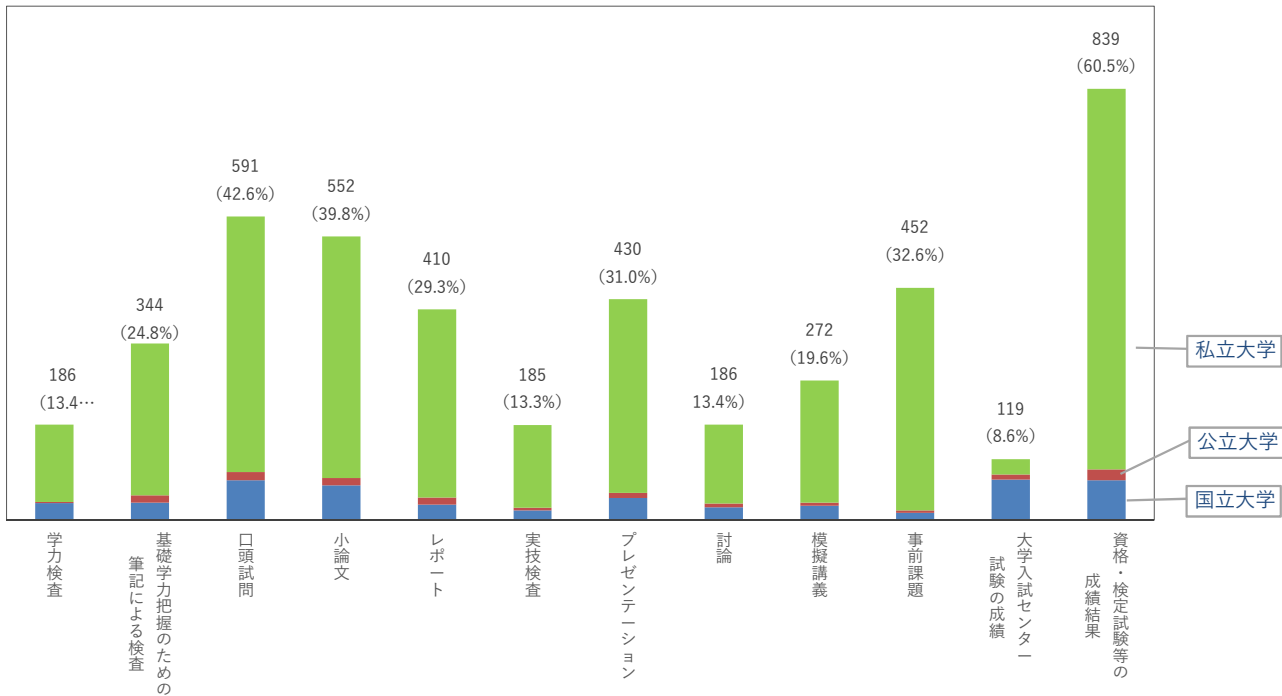
入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学者選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

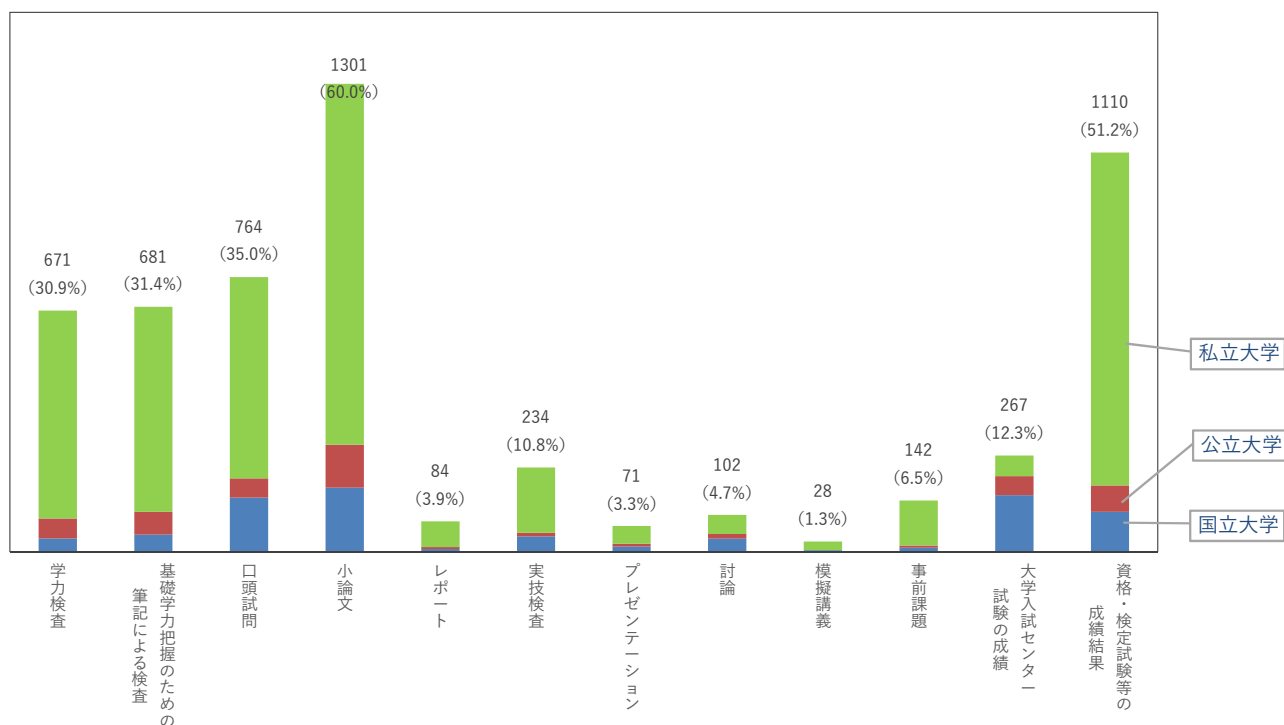
AO入試における学力把握措置（平成28年度）

- AO入試を実施する学部（1,387学部）



文部科学省大学入試室調べ

○推薦入試を実施する学部（2,170学部）



文部科学省大学入試室調べ

一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学（令和2年度入試）

区分	国立		公立		計	
	大学	学部	大学	学部	大学	学部
募集人員	95,164人		31,782人		126,946人	
入学者選抜の実施大学・学部数	82	401	91	203	173	604
小論文	63 76.8%	160 39.9%	66 72.5%	104 51.2%	129 74.6%	264 43.7%
総合問題	25 30.5%	37 9.2%	17 18.7%	20 9.9%	42 24.3%	57 9.4%
面接	67 81.7%	174 43.4%	62 68.1%	90 44.3%	129 74.6%	264 43.7%
実技検査	46 56.1%	52 13.0%	18 19.8%	23 11.3%	64 37.0%	75 12.4%
リスニング	8 9.8%	18 4.5%	2 2.2%	3 1.5%	10 5.8%	21 3.5%

- (注) 1. 令和元年7月末現在。（設置認可申請中等の予定のものを含む。）
 2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所計上している。
 3. 下段は、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す
 4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。
 5. 総合問題：複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題
 6. 実技検査：主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において、学力検査のほか、実技に関する検査を課すこと

令和2年度大学入試センター試験

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

【試験期日】

- ・本試験：令和2年1月18日（土）、19日（日）
 - ・追（再）試験：令和2年1月25日（土）、26日（日）
- ※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

【志願者数、利用大学数等】

- ・志願者数：557,699人
 - ・受験者数：527,072人
 - ・試験場数：689試験場
 - ・利用大学数：706大学
- [対前年度▲19,131人]
[対前年度▲19,126人]
[対前年度▲4試験場]
[対前年度+3大学]
- (内訳)
国立 82大学
公立 91大学
私立 533大学
- 152短期大学
[対前年度+3短期大学]
(内訳)
公立 13短期大学
私立 139短期大学

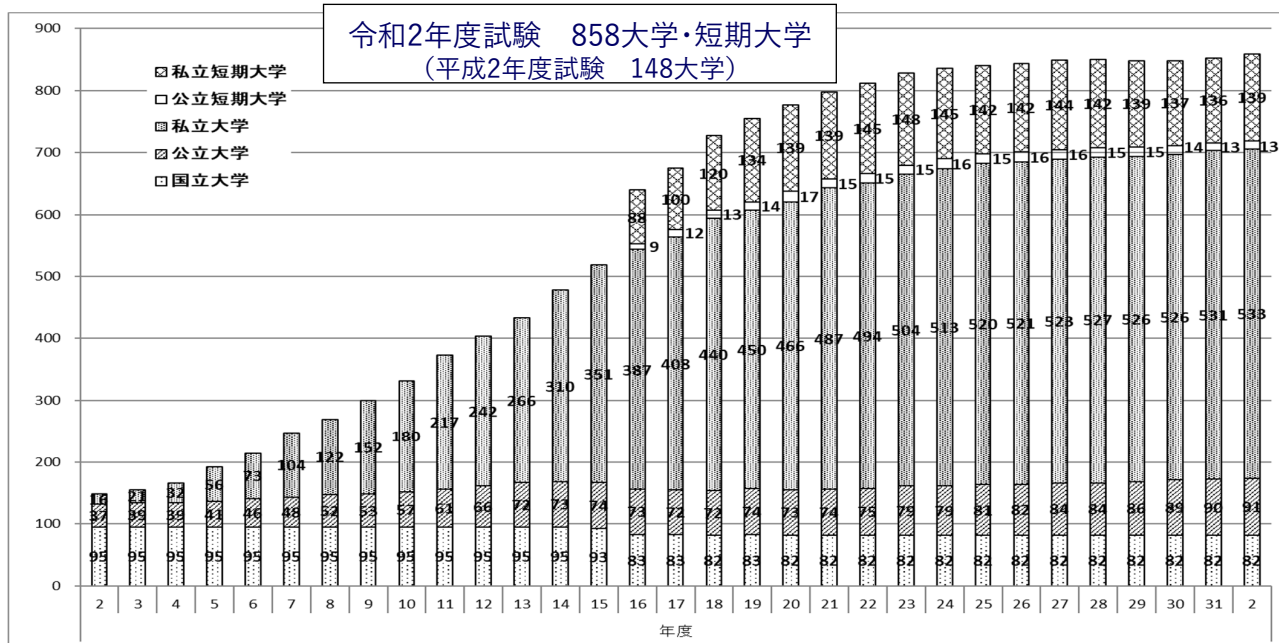
【令和2年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目（第1回（平成2年） 5教科18科目）

期 日	出題教科・科目	試験時間
令和2年 1月18日（土）	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」 2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国 語	「国語」 13:00～14:20
1月19日（日）	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」 【筆記】 15:10～16:30 【リスニング】 「英語」のみ 17:10～18:10
	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」 9:30～10:30
	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」 11:20～12:20
	数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」 13:40～14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」 2科目受験 15:30～17:40 1科目受験 16:40～17:40

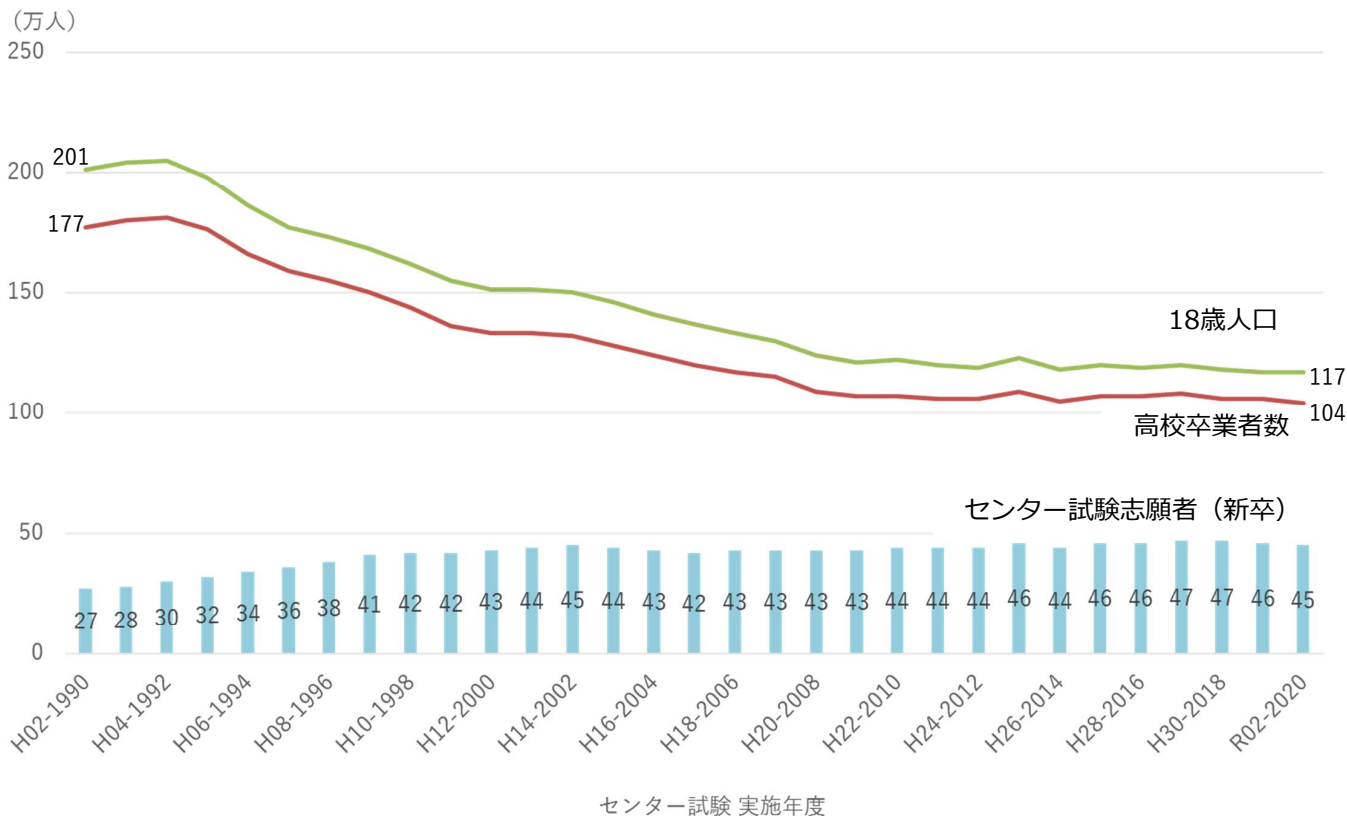
大学入試センター試験参加大学数の推移

私立大学の利用拡大により利用大学数は、センター試験開始当初の約6倍に増加



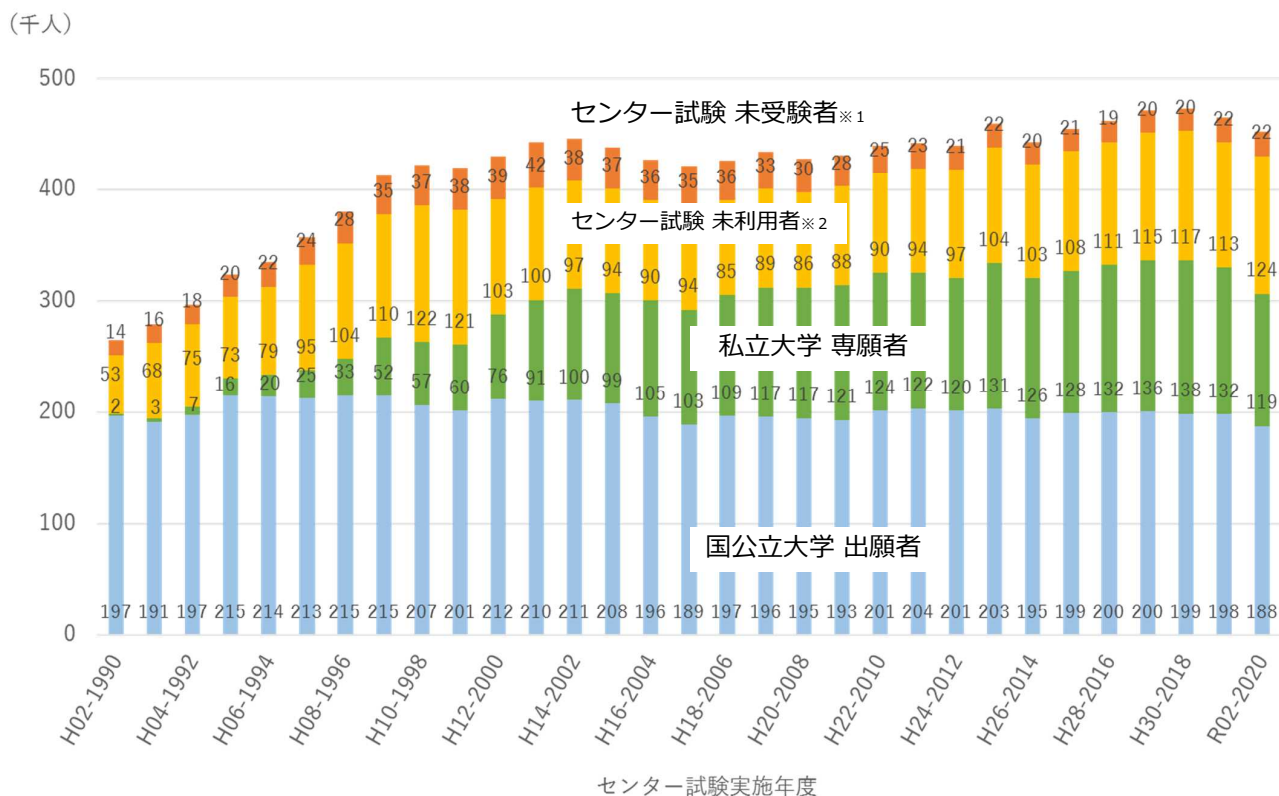
※私立大学のセンター試験成績の利用の仕方は多様であり、例えばセンター試験成績のみで合否判定をする方式や個別試験の成績と併用する方式などがある。
センター試験成績のみで合否判定を行っているのは募集人員全体の一部（10.9%、H31年度入試）である。

大学入試センター試験 新卒志願者数の推移



【出典】独立行政法人大学入試センター提出資料を一部加工

大学入試センター試験新卒志願者の出願先の推移



※1 「センター試験 未受験者」は、出願したものの受検していない者
 ※2 「センター試験 未利用者」は、受験したものの成績を利用しなかった者

【出典】独立行政法人大学入試センター提出資料を一部加工

令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験）

受験者数（本試験）526,901人

年 度		令和2年度		
		受 験 者 数 （ 人 ）	本試験受験者全体に占める割合（％）	
教科・科目名				
国	語	498,200	94.55%	
地 理 歴 史	世 界 史 A	1,765	0.33%	
	世 界 史 B	91,609	17.39%	
	日 本 史 A	2,429	0.46%	
	日 本 史 B	160,425	30.45%	
	地 理 A	2,240	0.43%	
	地 理 B	143,036	27.15%	
公 民	現 代 社 会	73,276	13.91%	
	倫 理	21,202	4.02%	
	政 治 ・ 経 済	50,398	9.56%	
	倫 理 ， 政 治 ・ 経 済	48,341	9.17%	
数 学	数学①	数 学 I	5,584	1.06%
		数 学 I ・ 数 学 A	382,151	72.53%
	数学②	数 学 II	5,094	0.97%
		数 学 II ・ 数 学 B	339,925	64.51%
		簿 記 ・ 会 計	1,434	0.27%
	情 報 関 係 基 礎	380	0.07%	
理 科	理科①	物 理 基 礎	20,437	3.88%
		化 学 基 礎	110,955	21.06%
		生 物 基 礎	137,469	26.09%
		地 学 基 礎	48,758	9.25%
	理科②	物 理	153,140	29.06%
		化 学	193,476	36.72%
		生 物	64,623	12.26%
		地 学	1,684	0.32%
外 国 語	筆 記	英 語	518,401	98.39%
		ド イ ツ 語	116	0.02%
		フ ラ ン ス 語	121	0.02%
		中 国 語	667	0.13%
	韓 国 語	135	0.03%	
	リスニング*	英 語	512,007	97.17%

【出典】独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

Ⅲ. 障害のある入学志願者への配慮について

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直し検討開始）
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

25

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
（観点例）安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生の防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不適当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
（場面例）入学前の相談・入試 / 授業（講義・実習・演習・実技・実験） / 研究室の選択 / 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

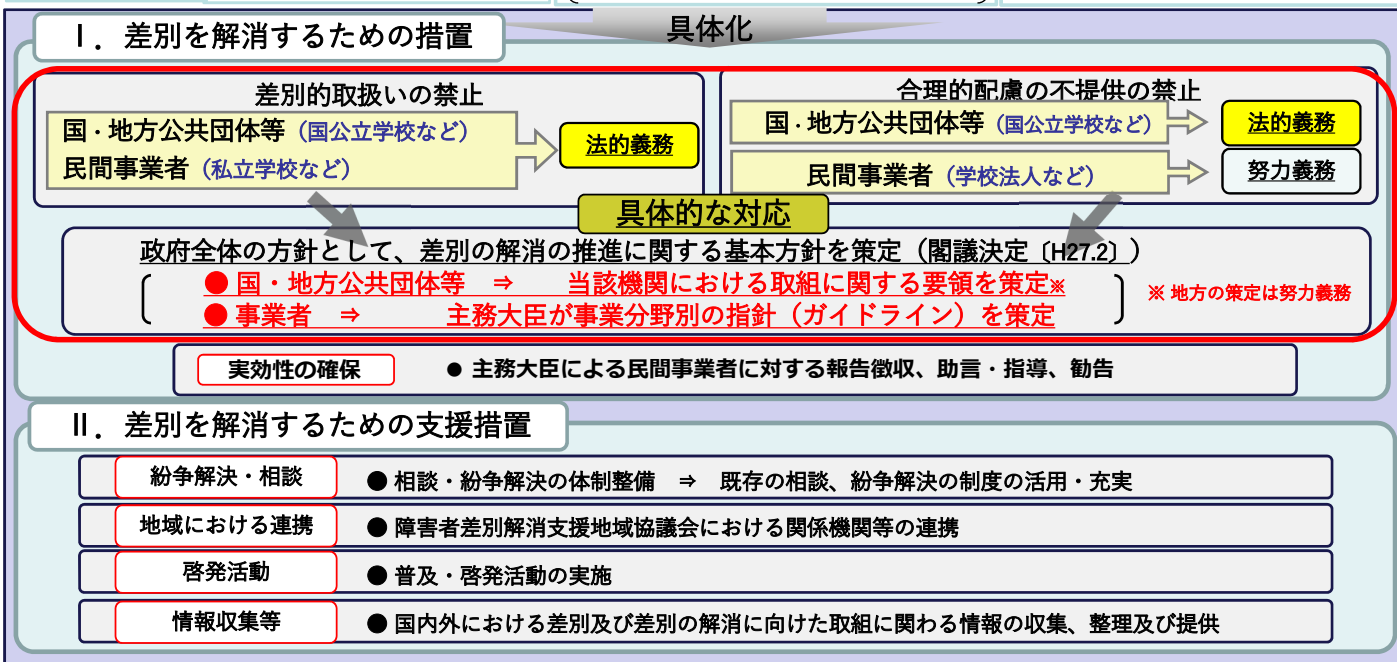
「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ**適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」（第一次まとめ）

障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁（「社会的障壁」）と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。

26

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	---	--



※内閣府作成資料

施行日：平成28年4月1日 (施行後3年を目途に必要な見直し検討)

27

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『**不当な差別的取扱い**』や『**合理的配慮の不提供**』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について 策定義務 (第11条1項) (※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針 (※3) の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』
 → 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』 (高等教育局長通知)

28

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務
 私立大学 ⇒ 努力義務

合理的配慮

基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でないときは**、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

※過重な負担

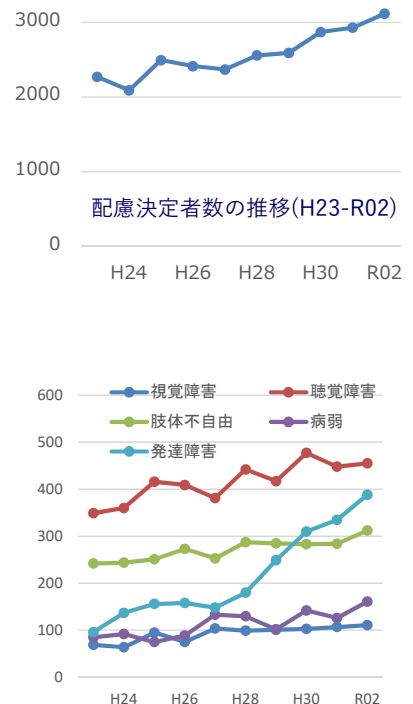
- 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
 - ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- 過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（区分別）

（単位：人）

区分	令和2年度試験 決定者数	平成31年度試験 決定者数
視覚障害	111	107
聴覚障害	455	448
肢体不自由	312	284
病弱	641	520
発達障害	388	335
その他	1,212	1,236
合計	3,119	2,930

※合計人数は、実人数



【備考】

複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（配慮事項別）

- 志願者専用の電話やファックスを設け、年間を通しての個別相談にも対応し、受験者一人一人のニーズに応じて、きめ細かい配慮を実施
- 「人による問題文の読上げ」や「試験問題のタブレット端末での表示」を実施するに当たっては受験者、実施大学、センターの三者で事前の打合せを十分に行之、試験を実施

（単位：人）

区分	配慮内容	令和2年度試験決定者数	平成31年度試験決定者数	
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	8	9
		リスニング音止め方式	0	1
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	34
		リスニング音止め方式	12	12
	文字解答（別室）		11	10
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	36	46
22ポイント		30	15	
その他（拡大鏡等の持参使用、座席指定等）		128	137	
聴覚障害	リスニングの免除	215	216	
	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声聞く方式等	182	167	
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	51	62	
	注意事項等の文書による伝達	171	177	
	その他（補聴器又は人工内耳の装用、座席指定等）	630	640	
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	28	32
		リスニング音止め方式	8	3
	チェック解答（別室）		26	24
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	11	2
		リスニング音止め方式	0	5
	代筆解答（別室）		0	1
	別室の設定		41	35
	座席の指定		134	115
その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		1,006	910	

区分	配慮内容	令和2年度試験決定者数	平成31年度試験決定者数	
病弱	別室の設定	189	147	
	座席の指定	386	332	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	517	444	
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	35	27
		リスニング音止め方式	5	4
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	7	6
		リスニング音止め方式	8	6
	チェック解答（別室）		60	47
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	55	37
		22ポイント	15	3
	別室の設定		190	184
その他（注意事項等の文書による伝達等）		286	227	
その他	別室の設定	786	857	
	座席の指定	277	248	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	354	361	
合計		5,932	5,583	

※合計人数は、延べ人数

【出典】大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数」

障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

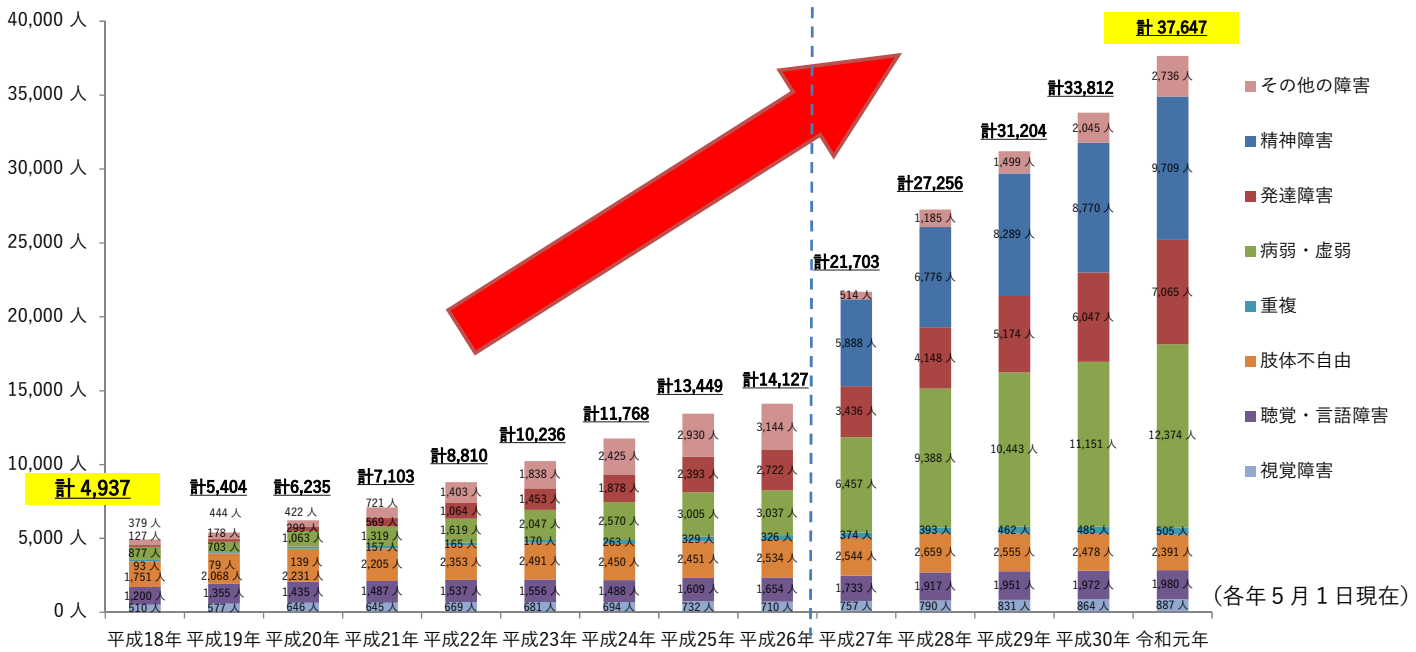
- 特別措置を実施した学校数は459校。
- 実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く（246校）、次いで「補聴器の持参使用」（198校）、「文書による伝達」（180校）、「試験時間の延長」（172校）と「トイレに近接する試験室に指定」（172校）。
- 障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い（265校）。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害（診断書有）	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む）、高等専門学校（専攻科を含む）

（平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（日本学生支援機構）より作成）

障害のある学生の在籍者数①



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

【出典】令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構)

障害のある学生の在籍者数②

(出典：平成29～令和元年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	3,198,451	3,212,010	3,214,814	31,204	33,812	37,647	0.98%	1.05%	1.17%
大学	2,999,971	3,020,539	3,027,581	28,430	30,190	33,683	0.95%	1.00%	1.11%
短期大学	141,759	134,785	130,213	1,434	1,920	1,845	1.01%	1.42%	1.42%
高等専門学校	56,721	56,686	57,020	1,340	1,702	2,119	2.36%	3.00%	3.72%
学校種別	支援障害学生数(※2)			支援障害学生在籍率			障害学生支援率(※3)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
全体	15,573	17,091	18,702	0.49%	0.53%	0.58%	49.9%	50.5%	49.7%
大学	14,346	15,366	16,877	0.48%	0.51%	0.56%	50.5%	50.9%	50.1%
短期大学	508	750	809	0.36%	0.56%	0.62%	35.4%	39.1%	43.8%
高等専門学校	719	975	1,016	1.27%	1.72%	1.78%	53.7%	57.3%	47.9%

(各年5月1日現在)

- 障害学生数は37,647人で、全学生の1.17% (※)にあたる
- 37,647人のうち、大学の支援を受けている学生は18,702名で、全体の0.58%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は49.7%

(※) 米国・英国での同種の調査では10%を超える